

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要

◎ 趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うもの

1 概要

(1) 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ア 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携，在宅医療・介護の推進等）のため，新たな基金を都道府県に設置
- イ 医療と介護の連携を強化するため，厚生労働大臣が基本的な方針を策定

(2) 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ア 在宅医療の必要量を推計し，市町村の介護保険事業計画との整合性が図れるよう，医療機関が都道府県知事に報告する病床の医療機能（高度急性期，急性期，回復期，慢性期）等をもとに，都道府県は，地域医療構想（ビジョン：地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- イ 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を都道府県が設置

(3) 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ア 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ，全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し，多様化
- イ 特別養護老人ホームについて，在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ウ 低所得の保険料軽減を拡充
- エ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ
- オ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加

2 経過

- 平成26年 6月18日 法案成立
- 6月25日 法律の一部施行

3 主な改正とその目的

(1) 病床の医療機能の報告制度について…参考資料1《2項》(平成26年10月1日施行)

- ・ 患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効率的かつ効果的に提供する体制を構築するために導入されるものである。
- ・ 都道府県知事は、病床機能報告制度により得られた情報や、地域の医療需要の将来推計等を踏まえ、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、将来にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進する。

(2) 介護予防給付（訪問介護，通所介護）の市町村事業への移行について

…参考資料1《5～7項》（平成27年4月1日施行）

- ・ 既存の介護事業所によるサービス利用が可能となるよう、施行時には、原則、都道府県等が指定している予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、円滑な移行を図るとの内容が示されている。
- ・ 既存の介護事業所による訪問介護や通所介護に加え、NPOや民間企業、住民ボランティアなど、多様な担い手による多様なサービス提供を可能としている。
- ・ なお、制度移行後においても、要支援者の認定やケアプランの作成などについては、従来の介護保険制度の中で提供されるものである。

(3) 一定以上所得の利用者負担の見直しについて

…参考資料1《8～9項》（平成27年4月1日施行）

一定以上の所得がある者については、自己負担を従来の1割から2割に引き上げる一方で、低所得者の第1号保険料負担については軽減措置を拡大することにより、「費用負担の公平化」を図ることを目的としており、介護保険制度を持続的に運営する上で必要なものとされている。

(4) 特別養護老人ホームの重点化について…参考資料1《10項》（平成27年4月1日施行）

- ・ 特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るため、特別養護老人ホームへの新規入所者については、原則、要介護度3以上とするもの
- ・ 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められている。